

特別徴収全実施のお知らせ

Q & A

日頃は、みよし市税務行政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

愛知県と県内全市町村は、愛知県個人住民税特別徴収推進協議会が採択した『個人住民税の特別徴収推進強化「あいち2012」宣言』の実施に向けて、平成24年度から平成26年度までを推進強化期間として取組みを推進し、平成26年度には特別徴収を実施していない事業所を特別徴収義務者として指定することとなりました。

これまでみよし市では、特別徴収義務者にあたる事業所であっても、都合により普通徴収に切替える取り扱いをしていましたが、平成26年度からは、地方税法(321条の3、321条の4)の規定のとおり特別徴収に該当する場合は特別徴収義務者に指定させていただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

注意

パートやアルバイトのような従業員につきましても、定期的に雇用される人で源泉徴収をされている場合は、特別徴収をお願いすることになります。

従業員のメリット

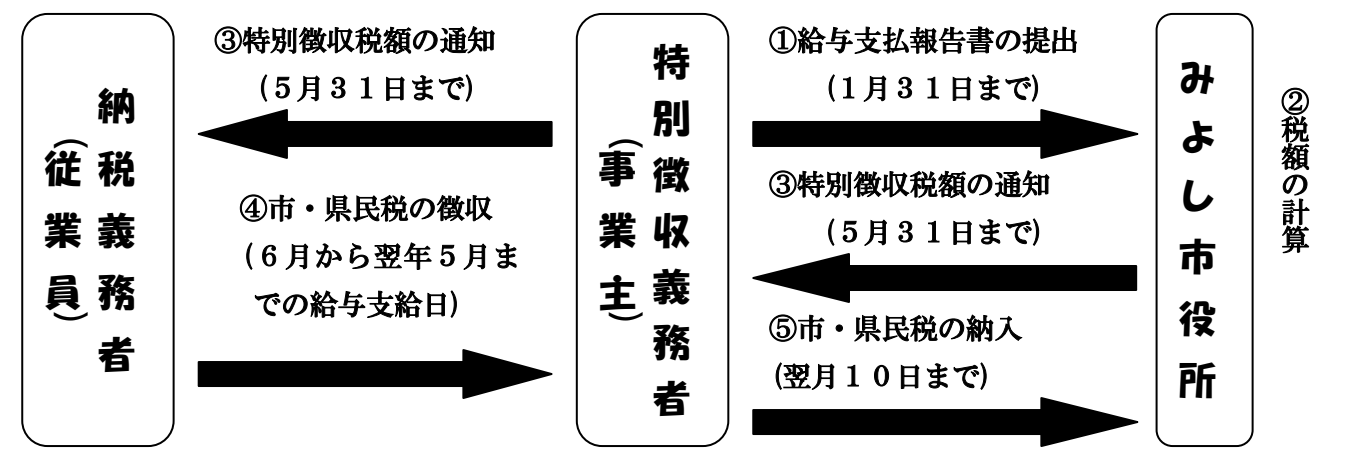
◎特別徴収の場合、1年間分の税額を12回に分けるので、1回あたりの納付額が少なくなります。

***普通徴収の場合、1年間分の税額を4回に分けます。**

◎給与をお支払いしていただく際に、天引きしていただきますので、納付忘れがなくなります。

市・県民税特別徴収のしくみ

毎月、従業員に給与の支払いをされる際に、源泉徴収税や社会保険料と同じように、市・県民税を給与天引きしていただき、毎月の納期までに納めていただく制度です(下図参照)。



特別徴収の基準

◎ 次の従業員については、特別徴収を実施する必要はありません。

- ・ 他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている
- ・ 毎月の給与支給額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない
- ・ 給与が毎月支給されない
- ・ 退職者など給与からの特別徴収が不可能である

Q. なぜ、今になって特別徴収にしなければいけないのですか？

A 地方税法などの法令遵守、納税の公平性を図るためです。

左記にありますように、それぞれの都合に合わせてしまうと、それぞれの事業所ならびに従業員の皆さまに対しましても、ご迷惑をお掛けすることになりかねません。

地方税法では、所得税を源泉徴収している事業主の方(給与支払者)は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。また、愛知県、県下の市町村においても、特別徴収全実施に向けて取り組んでいますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

Q 仕事量が増えそうですが、何かメリットはあるのですか？

A 市・県民税特別徴収事務は、給与天引きしていただく税額計算の必要がありませんので、源泉徴収税や社会保険料の給与天引き事務と比べて、仕事量は少なくなると思われます。

税額の計算は、給与支払報告書に基づいて、みよし市役所市民税担当が行い、従業員ごとの市・県民税額を通知しますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに金融機関を通じて収めていただくことになります。

特別徴収をすると、従業員の方がわざわざ金融機関へ納税に出向く手間を省くことができます。また、左記にもありますように、普通徴収の納期が原則として年4回あるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員(納税義務者)の1回あたりの負担が少なくて済み、納付忘れがなくなります。

なお、従業員数が常時10人未満の事業所においては、申請により年12回の納期を年2回とする制度もあります。(裏面:【市・県民税特別徴収事務の流れ】参照)

Q. 給与天引きした市・県民税を支払う際に手数料はかかりますか？

A 送付する納入書を使用して、納入書に記載されている取扱金融機関やゆうちょ銀行・郵便局にて、現金でお支払いいただく場合には手数料はかかりません。

取扱金融機関やゆうちょ銀行・郵便局以外の場合、手数料が必要となることがあります。また、金融機関が行っている地方税納付サービス等をご利用される場合も、手数料が必要となることがあります。

◎このチラシが、すでに特別徴収全実施にご協力いただいております事業所やみよし市にお住まいの従業員が在職されてない事業所に送付された場合はご容赦ください。

◎特別徴収全実施にあたり、お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。ご不明な点などございましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

問合せ先:みよし市役所税務課 市民税担当
TEL 0561-32-8003(直通)
FAX 0561-32-2585
<8:30~17:15 土・日・祝を除く>

【市・県民税特別徴収事務の流れ】

- 1.毎年1月31日までに、給与支払報告書を提出していただきます。
- 2.毎年5月中旬ごろに送付する書類の中に①特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)、②納入書、③特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)、その他必要書類が入っています。
- 3.①特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)に記載されている従業員に、毎月、給与をお支払いになる際に給与天引きをしていただきます。

①特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)

毎月、みよし市役所へ納めていただく市・県民税額が記入されています。こちらに記載されている金額どおりに、同封いたしました納入書にて、納めていただきます。

特別徴収の対象となる従業員の氏名と、その従業員の毎月の給与から給与天引きしていただく市・県民税額が従業員ごとに記載されています。こちらの金額どおりに各従業員の給与から給与天引きをお願いいたします。

- 4.給与天引き後、②納入書(税額等必要事項はプリント済み)にて、毎月の納期限までに、お納めいただきます。

②納入書

毎月、①特別徴収税額の決定通知書に記載されている金額を記入し、納めていただきます。

- ◎ ③特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)はそれぞれの従業員の方にお渡しく下さい。
- ◎ また、従業員10人未満の事業所の場合、納期の特例の制度もご利用いただけます。

納期の特例の制度

事業所にて雇用されている従業員が常時10人未満であれば、納期の特例の制度を申請していただくことにより、毎月、給与天引きしていただいた市・県民税をお納めいただく納期が**年12回から年2回**に変更されますので、その分、お納めいただく手間が少なくなります。

簡単です!

毎月の給与天引き金額は、全てみよし市役所で計算します。源泉徴収税や社会保険料のように事業所にて計算していただく必要はありません。

利用できる金融機関

- ・三菱東京 UFJ 銀行
- ・三井住友銀行
- ・大垣共立銀行
- ・十六銀行
- ・三重銀行
- ・百五銀行
- ・愛知銀行
- ・名古屋銀行
- ・中京銀行
- ・岡崎信用金庫
- ・瀬戸信用金庫
- ・豊田信用金庫
- ・碧海信用金庫
- ・あいち豊田農業協同組合
- ・ゆうちょ銀行(郵便局)